

茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）の利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、デザインとは、流域下水道のデザインマンホール蓋として茨城県（以下「県」という。）が制作した別紙に掲げるマンホール蓋のデザインをいう。

(権利)

第3条 デザインの利用に関する一切の権利は県に帰属する。

(申請)

第4条 デザインを利用しようとする者は、あらかじめ「茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン利用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、企画書等を添えて、茨城県土木部都市局下水道課長（以下「下水道課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるデザインを変更、改変することなく使用する場合は、この限りでない。

- (1) 国または地方公共団体が使用するとき。
- (2) 県の機関が使用するとき。
- (3) 報道機関等が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用するとき。
- (5) その他、下水道課長が適当と認めたとき。

2 デザインを営業又は販売物に利用しようとする者は、あらかじめ下水道課長と協議した上で、申請書を提出するものとする。

(資格要件)

第5条 デザインを利用しようとする者は、以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。
- (2) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、

下水道課長が適当と認める場合はこの限りではない。

(承認の範囲)

第6条 下水道課長は、第4条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 県が推進する下水道普及促進の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、法人、団体を支援、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (6) その他、下水道課長が不適切と認めたとき。

(利用承認)

第7条 下水道課長は、前条の承認をするときは、「茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン利用承認通知書」(様式第2号)により申請者へ通知する。

2 下水道課長は、利用を承認しない場合は、「茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン利用不承認通知書」(様式第3号)により申請者へ通知する。

(利用期間)

第8条 利用期間は、最長3年までとする。

(利用料)

第9条 利用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 第7条第1項の規定により、下水道課長の承認を受け、デザインを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、下水道課長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
- (4) デザインの利用承認物件は、県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、デザインの利用承認物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。

- (5) 当該利用に係る物件の完成見本を速やかに下水道課長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 次の各号について、県の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。
 - (1) デザインが掲載された商品。
 - (2) デザインが掲載された商品又は印刷物等を発行した企業。
- 3 デザインを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

- 第 11 条 デザインの利用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン利用変更承認申請書」(様式第 4 号)を下水道課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、「茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン利用変更承認通知書」(様式第 5 号)をもって通知する。その際に、下水道課長はデザインの利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。
 - 3 下水道課長は、利用変更を承認しない場合は、「茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン利用不承認通知書」(様式第 3 号)により申請者へ通知する。
 - 4 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

- 第 12 条 下水道課長は、デザインの利用がこの規程又は承認内容に反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。その場合、利用者はその請求等に従わなければならない。
- 2 前項の承認の取消しは、「茨城県流域下水道マンホール蓋のデザイン利用承認取消通知書」(様式第 6 号)をもって通知する。
 - 3 前 2 項の規定により承認を取り消されたものは、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

(責任の制限)

- 第 13 条 前条の規定により、デザインの利用承認を取消した場合、利用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。
- 2 デザインの利用承認を受けた者が、デザインの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。
 - 3 県は、利用承認を行ったことに起因し、利用者に生じた損失補償等について、一切の

責任を負わない。

(補足)

第14条 この規程に定めるもののほか、デザインの利用に関して必要な事項は、下水道課長が別に定めるところによる。

付 則

この規程は、令和8年3月26日から施行する。

(別紙) (第2条関係)

アクアワールド茨城県大洗水族館

